高福第1670号 令和6年5月2日

各 高 齢 者 施 設 各介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員 等の派遣について【第5回・6月分】(依頼)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、標記に関してはこれまで4回の依頼をさせていただき、多数の施設・事業 所から御協力のお申し出をいただきましたことに改めて御礼申し上げます。

さて、このたび、令和6年5月1日付けでこども家庭庁及び厚生労働省の各課連名で、極めて厳しい被災地の状況を踏まえると、6月以降も広域的な応援態勢を継続していく必要があるとして、6月1日から6月30日までの間に派遣可能な介護職員等についての調査依頼がありました。

御多用のところ恐縮ですが、御協力いただける場合は、別添のこども家庭庁等事務連絡を御確認いただき、別紙「派遣職員登録票」等により、令和6年5月10日 (金)12時までに電子メールにて回答くださいますようお願いいたします(締切を過ぎても随時、受け付けます)。

なお、実際に派遣いただく場合は、厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央 センターから直接、各事業所に派遣期間、派遣先(被災地の社会福祉施設か1.5次避 難所)、人数等の連絡があります。

また、<u>同一職員が同一期間に複数の種別(障害児・者、児童・母子関係など)に</u> <u>重複登録されることがないよう</u>御注意ください。

## 1 提出資料

【高齢者関係施設用】派遣職員登録票(6月分) (別紙2シートに記入)

## 2 提出先及び問い合わせ先

高齢福祉課企画グループ 岸本 電話 045-210-4835 (直通) 電子メール kourei. 1393@pref. kanagawa. lg. jp